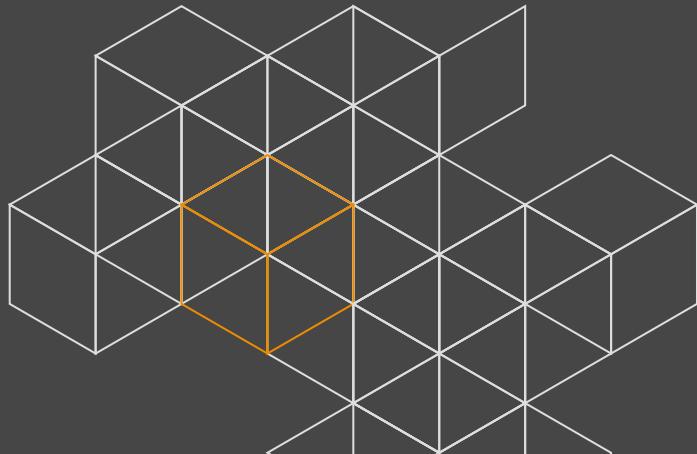




PwCベトナム ニュースブリーフ

みなし輸出入取引(In-country import and export取引)に関するアップデート



ご一読ください

税関総局(GDC)は、海外の貿易業者が関与する三者間のみなし輸出入取引について、2023年7月31日に3987/TCHQ-GSQL号を、また2023年8月8日に4146/TCHQ-GSQL号のオフィシャルレターを発行しました。

本記事は、2022年11月10日(英語版)および2023年6月23日(日本語版)のニュースブリーフにてご紹介した、みなし輸出入取引の動向に関するアップデートについて言及しています。



詳細

政令08/2015の第35条において、みなし輸出入取引は以下のように定義されています。

- a. 海外企業との製造委託契約によりベトナム国内で生産され、ベトナムの組織または個人に販売される取引
- b. ベトナム企業とEPE企業(輸出加工企業、または輸出加工区に所在する企業)との間の売買取引
- c. ベトナム企業とベトナムに拠点を持たない海外の組織または個人との売買取引で、ベトナム国内の他の企業に製品を直接引き渡す、もしくはベトナム国内の他の企業から製品を直接受け取るように指示された取引

オフィシャルレター3987号および4146号は、みなし輸出入取引のうち上記c.のケースについて、ベトナムに拠点を持つ海外の貿易業者は、みなし輸出入取引を行うことは認められていないということを強調しています。

オフィシャルレター3987号では、ベトナムに拠点を持たない海外の貿易業者について定義している、外国貿易管理法05/2017/QH14号の第3条5項及び政令90/2007/ND-CP号の第3条2項を参照しています。

外国貿易管理法 05/2017/QH14号第3条5項

5. ベトナムに拠点を持たない海外の貿易業者とは、投資、商業および企業に関する法令に定められた形態でベトナム国内で投資および事業活動を行っておらず、かつベトナム国内に商業および企業に関する法令に基づく駐在員事務所または支店を有していない海外貿易業者を指す。

詳細

政令90/2007/ND-CP号の第3条2項

2. ベトナムに拠点を持たない海外の貿易業者は、特定の投資、商業に関する法令に規定された形態でベトナムに直接投資を行わない貿易業者であり、商法に従い、ベトナムに駐在員事務所や支店を有していません。

オフィシャルレター4146号では、ベトナムに既に拠点を持つ海外の貿易業者として、駐在員事務所、支店、子会社、経済組織、資本拠出、出資、あるいは株式購入、投資プロジェクト、事業協力契約、政府の規定に従った新たな形態の投資及び新たなタイプの経済組織が、みなし輸出入取引に関与することが禁止されていると、詳述されています。

したがって、これらのオフィシャルレターは、以前のニューブリーフで取り上げた特定のみなし輸出入取引に関与する会社が現在直面している問題を強調しています。

このような状況に対応するため、様々な取り組みが行われており、今後も最新情報をお知らせしていきます。

もしサポートが必要な場合は、弊社までご連絡ください。

お問い合わせ

本書は、一般的な情報提供のために作成されたものであり、専門的なアドバイスではございません。
詳細についてはお問い合わせ下さい。



今井 慎平 / Shimpei Imai

ディレクター

+84 90 175 5377

shimpei.imai@pwc.com



小暮 寛之 / Hiroyuki Kogure

シニアマネージャー

+84 32 543 6850

kogure.hiroyuki@pwc.com



塚本 裕之 / Hiroyuki Tsukamoto

マネージャー

+84 76 471 6470

tsukamoto.hiroyuki@pwc.com



www.pwc.com/vn

